

## 福岡県観光支援事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福岡県観光支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」を活用し、福岡県を周遊する旅行者等の宿泊料金の割引を行うことで、本県への風評被害の影響緩和、旅行需要の喚起を図る。

### (事務取扱者)

第3条 福岡県から支援事業を委託された「13府県ふっこう周遊割福岡県事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### (事業内容)

第4条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

周遊旅行促進事業	国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象となる地域（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県）において、福岡県を含む合計2泊以上の連続した宿泊のうち、福岡県内での宿泊に係る料金に対して支援金を交付するもの。
ボランティア活動促進事業	平成30年7月豪雨により被害を受けた地域を支援するため、ボランティア活動に参加する者が福岡県内において行った2泊以上の連続した宿泊に係る料金に対して支援金を交付するもの。

### (対象者)

第5条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国内口座を有する者とする。

- (1) 旅行者
- (2) 宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く）。
- (3) ボランティア活動参加者
- (4) その他県が必要と認める者

### (対象経費)

第6条 支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 周遊旅行促進事業（以下「周遊事業」という。）は、国が交付する「平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金」の対象地域においてなされた福岡県を含む合計2泊以上の連続した宿泊のうち、福岡県内での宿泊に係る料金とする。

但し、第9条に規定する周遊旅行促進事業のうち、「割引された旅行に参加する場合」以外において、福岡県の支援上限は、第8条に規定する対象期間中、1人当たり5泊とする。

- (2) ボランティア活動促進事業（以下「ボランティア事業」という。）は、福岡県内でのボランティア活動に参加する者が福岡県内において行った2泊以上の連続した宿泊に係る料金とする。

但し、福岡県の支援上限は、第8条に規定する対象期間中、1人当たり5泊とする。

(支援額)

第7条 支援事業の支援額は、一人泊当たり 4,000 円とする。但し、宿泊料金の額を上限とする。また、予算の範囲内の執行とする。

(対象期間)

第8条 支援事業の対象期間は、平成30年8月28日(火)以降に予約されたもののうち、平成30年8月31日(金)から平成31年1月31日(木)までになされた宿泊(平成31年2月1日(金)チェックアウト)とする。

但し、周遊旅行促進事業において、福岡県内で連続2泊以上の宿泊ならびに、福岡県を含む徳島県、香川県との間の合計2泊以上の連続した宿泊の場合については、平成30年9月21日(金)以降に予約されたもののうち、平成30年10月1日(月)から平成31年1月31日(木)までになされた宿泊(平成31年2月1日(金)チェックアウト)とする。

(申請手続き)

第9条 支援事業の申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 周遊旅行促進事業

	申請手続き	申請書類
割引された旅行に参加する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅行者は、旅行を催行した日から7日以内(消印有効)に宿泊事業者に販売実績報告書を提出しなければならない。</li><li>・宿泊事業者は、宿泊した日から20日以内(消印有効)に右に掲げる書類を事務局に提出(郵送のみ)しなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書兼請求書(様式1)</li><li>・販売実績報告書(様式2)</li><li>・行程が分かる書類(パンフレット写し等)</li></ul>
福岡県が指定した宿泊施設に宿泊した場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・宿泊事業者は、宿泊した日から20日以内(消印有効)に右に掲げる書類を事務局に提出(郵送のみ)しなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書兼請求書(様式1)</li><li>・販売実績報告書(様式2-2)</li><li>・自施設での宿泊に係る領収書(写し)</li><li>・他施設での宿泊証明書(写し) ※該当する場合のみ</li></ul>
上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>・旅行者は、宿泊した日から20日以内(消印有効)に右に掲げる書類を事務局に提出(郵送のみ)しなければならない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書兼行程表兼請求書(様式3)</li><li>・個人情報の取扱いに関する同意書(様式4)</li><li>・福岡県内での宿泊証明書(様式5)</li><li>・福岡県内での宿泊に係る領収書(原本又は写し可)</li><li>・他府県での宿泊証明書(写し) ※該当する場合のみ</li></ul>

(2) ボランティア活動促進事業

	申請手続き	申請書類
ボランティア事業に参加する場合	・ボランティア活動参加者は、宿泊した日から20日以内（消印有効）に右に掲げる書類を事務局に提出（郵送のみ）しなければならない。	・申請書兼請求書（様式7） ・個人情報の取扱いに関する同意書（様式8） ・宿泊証明書（様式9） ・ボランティア活動参加証明書（県が認めた団体が発行したものに限る）（様式10） ・宿泊に係る領収書（原本又は写し可）

（支援金の支払い）

第10条 事務局は、前条による申請があった場合、申請内容を確認するものとする。申請内容が要件を満たしている場合、申請書類を受理した日から30日以内に支援金を支払うものとする。

（雑則）

第11条 この要領に定めていない事項が発生した場合、県が事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成30年8月28日（火）から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月21日（金）から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月24日（水）から施行する。